

協議項目	24-19	公共下水道等の取扱い	関係項目			
調整方針	1 下水道計画については、現行のとおり新市に引き継ぎ、受益者負担金及び分担金については、現行のとおりとする。 2 下水道使用料については、渋川市の例による。ただし、伊香保町については、5年間で段階的に調整する。 なお、用途区分に「温泉汚水(1m <sup>3</sup> につき14円)」を加える。 3 個別排水処理施設の使用料については、合併時に公共下水道使用料に統一する。ただし、基本料金は8m <sup>3</sup> まで300円とする。 なお、分担金は新市において調整する。			4 コミュニティ・プラントについては、処理施設は現行のとおり新市に引き継ぎ、使用料は公共下水道使用料に統一する。 5 水洗便所改造資金貸付制度等は渋川市の例により統一し、合併浄化槽設置整備事業補助制度については、渋川市、伊香保町、赤城村及び北橋村の例による。		
現		況			調整理由・課題	
1 下水道計画						
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村
(1) 基本計画、認可計画	利根川上流域関連渋川市公共下水道事業 ・全体計画(H22年度目標) 面積 1,242ha 人口 46,000人 汚水量 28,610m <sup>3</sup> /日最大 ・認可計画(H15年度目標) 面積 476ha 人口 21,440人 汚水量 13,290m <sup>3</sup> /日最大 ・整備状況(公共下水) 【H15.4.1現在】 認可面積 476.0ha 整備面積 408.5ha 供用面積 407.5ha 整備率 85.8%  普及率【H15.4.1現在】 ・公共下水 17,996人 37.7% ・農集排 455人 1.0% ・コミプラ 2,610人 5.5% ・合計 21,061人 44.1%  行政区域内人口47,784人	町単独公共下水道事業 ・全体計画(H22年度目標) 面積 163.5ha 人口 20,000人 汚水量 23,400m <sup>3</sup> /日 ・認可計画(H13年3月31日認可終了) 面積 152.5ha 人口 18,800人 汚水量 23,400m <sup>3</sup> /日 ・整備状況(公共下水) 【H15.4.1現在】 面積 152.5 ha 人口 17,667人 汚水量 8,576m <sup>3</sup> /日  伊香保町単独特定環境保全公共下水道 ・全体計画(事業終了) 面積 10.0 h 人口 2,150人 汚水量 330m <sup>3</sup> /日 ・整備状況(公共下水) 【H15.4.1現在】 面積 10.0 h 人口 2,092人 汚水量 330m <sup>3</sup> /日  普及率【H15.4.1現在】 ・公共下水 3,573人 95.7% ・特環 82人 100.0% ・合計 3,655人 95.8%  行政区域内人口 3,814人	小野上村特定環境保全公共下水道事業 ・全体計画・施設計画(H20年度目標) 面積 95ha 人口 6,570人 汚水量 1,500m <sup>3</sup> /日最大 ・認可計画(H20年度目標) 面積 95ha 人口 6,570人 汚水量 1,500m <sup>3</sup> /日最大 ・整備状況(公共下水) 【H15.3.31現在】 認可面積 95 ha 整備面積 56 ha 供用面積 41 ha 整備率 43.2%  普及率【H15.4.1現在】 ・公共下水 1,252人 57.5% ・個別排水 67人 3.1% ・合計 1,319人 60.5%  行政区域内人口 2,179人	子持村特定環境保全公共下水道事業 ・全体計画(H27年度目標) 面積 47ha 人口 1,900人 汚水量 960m <sup>3</sup> /日最大 ・認可計画(H19年度目標) 面積 47ha 人口 1,900人 汚水量 960m <sup>3</sup> /日最大 ・整備状況(公共下水) 【H15.4.1現在】 認可面積 47ha 整備面積 0ha 供用面積 0ha 整備率 0% 【H.18年度供用開始予定】  普及率【H15.4.1現在】 ・公共下水 - - ・農集排 5,705人 46.3% ・合計 5,705人 46.3%  行政区域内人口 12,333人	該当なし  普及率【H15.4.1現在】 ・農集排 3,585人 28.5% ・コミプラ 733人 5.8% ・個別排水 196人 1.6% ・合計 4,514人 35.9%  行政区域内人口 12,575人	利根川上流域関連北橋村公共下水道事業 ・全体計画(H22年度目標) 面積 160 ha 人口 6,400人 汚水量 2,780m <sup>3</sup> /日最大 ・認可計画(H15年度目標) 面積 154h 人口 5,680人 汚水量 3,200m <sup>3</sup> /日最大 ・整備状況(公共下水) 【H15.3.31現在】 認可面積 154ha 整備面積 151.8ha 供用面積 151ha 整備率 98.6%  普及率【H15.4.1現在】 ・公共下水 3,560人 34.6% ・農集排 6,408人 62.3% ・合計 9,968人 97.0%  行政区域内人口10,278人
1【調整理由】 ・下水道計画については、良好な住環境の維持と自然環境の保全の面から現行のとおり新市に引き継ぐものとし、受益者負担金等については、受益者との既契約事項であることから現行のとおりとする 2【調整理由】 ・下水道使用料は、一般家庭の平均的な使用量では渋川市、北橋村の格差は少ないものの伊香保町との格差が大きいが、合併後の健全な行財政運営と他の下水道施設(農業集落排水事業、個別廃水処理施設、コミュニティ・プラント)使用料との均衡を図るため、渋川市の例とする。ただし、伊香保町については、住民への影響が大きいため合併後5年間で段階的に調整する。 【課題】 ・伊香保町の一般的家庭の使用量区分では、毎年15%~20%の改定が必要となる。 3【調整理由】 ・個別廃水処理施設使用料は、合併後の健全な行財政運営と他の下水道施設使用料との均衡を図るため、公共下水道使用料に統一する。 ただし、電気料等個人負担分の維持管理費相当額については、基本料金から控除する。 【課題】 ・本事業は、小野上村と赤城村で実施されているが、下水道事業で対応できない地域の良好な住環境の維持と公共用水域の水質保全の面から効果を上げているが、同様な目的を持つ合併処理浄化槽設置補助事業との比較検討が必要である。						

議案第49号参考資料(その2)

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	24-19 公共下水道等の取扱い			関係項目			
現				況			調整理由・課題
2 受益者負担金(分担金)							4【調整理由】 ・ コミュニティ・プラントは、渋川市と赤城村に設置されているが、使用料については大きな格差はなく、他の下水道施設使用料との均衡を図るため、公共下水道使用料に統一をする。 5【調整理由】 ・ 水洗便所改造資金貸付制度等については、制度的に有利な渋川市の制度に統一し、合併浄化槽設置整備事業補助制度は、小野上村を除く5市町村で制度化されているので、下水道整備計画区域外の地域の良好な住環境の維持と公共用水域の水質保全の面から新市全域に適用する。 【課題】 ・ 本制度と個別排水処理施設整備事業との比較検討の必要がある。
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
(1) 負担金等の額	・ 負担金(1㎡あたり) 公共第1負担区 300円 公共第2負担区 400円  ・ 分担金(1㎡あたり) 特環第1負担区 380円	・ 負担金(1㎡あたり) 公共第1負担区 126円 公共第2負担区 145円  ・ 分担金(1㎡あたり) 特環第1負担区 175円	・ 分担金 水道メターの口径による 20mm 150千円 25mm 230千円 30mm 340千円 40mm 600千円 50mm 940千円	・ 分担金(1戸当たり) 295,293円	該当なし	・ 負担金(1単位あたり) 公共第1負担区180千円 公共第2負担区180千円 公共第3負担区180千円 事業完了後については各負担区共に 270千円	
3 下水道使用料							
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
(1) 使用料算定方法	排出汚水量(使用水道量)に応じて徴収(1ヶ月につき)	排出汚水量(使用水道量)に応じて徴収(1ヶ月につき)	排出汚水量(使用水道量)に応じて徴収(2ヶ月につき)	該当なし	該当なし	排出汚水量(使用水道量)に応じて徴収(2ヶ月につき)	
(2) 使用料(税込み) 【H16.4.1現在】	<一般用> ・ 基本料金 8㎡まで 660円 ・ 従量料金(1㎡につき) 8㎡を超え40㎡まで 105円 40㎡を超え100㎡まで 118円 101㎡以上 131円 <浴場用> 1㎡につき 34円 <臨時用> 1㎡につき 203円  ・ 一般家庭で1ヶ月30㎡使用した場合の使用料 2,970円/月	<一般用> ・ 基本料金 10㎡まで 500円 ・ 従量料金(1㎡につき) 10㎡を超え30㎡まで 50円 30㎡を超え50㎡まで 63円 50㎡を超え100㎡まで 75円 100㎡を超え500㎡まで 81円 500㎡を超え2000㎡まで 88円 2001㎡以上 100円 <温泉汚水> 1㎡につき 11.9円  ・ 一般家庭で1ヶ月30㎡使用した場合の使用料 1,500円/月	<一般用> ・ 基本料金 20㎡まで2,000円 ・ 従量料金 1㎡につき100円  ・ 一般家庭で1ヶ月30㎡使用した場合の使用料 3,000円/月	該当なし	該当なし	<一般用> ・ 基本料金 2,100円 ・ 従量料金 0㎡を超え60㎡まで 63円 60㎡を超え200㎡まで 78円 201㎡以上 94円  ・ 一般家庭で1ヶ月30㎡使用した場合の使用料 2,940円/月	
4 個別排水処理事業							
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
(1) 処理施設	該当なし	該当なし	・ 個別排水処理施設 計画戸数208戸 整備費249,600,000円 計画整備戸数208戸 平成12年度6基 平成13年度6基 平成14年度6基 平成15年度4基 平成15年度以降186基	該当なし	・ 村設置・村管理型合併処理浄化槽 全体で55基設置 処理規模 5人槽19基 処理規模 7人槽30基 処理規模 8人槽 3基 処理規模10人槽 3基 計画達成年度 平成13年度	該当なし	

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	24-19 公共下水道等の取扱い		関係項目				調整理由・課題
現			況				
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橘村	
(2) 分担金	該当なし	該当なし	・専用住宅 処理人槽×20,000円 ・事業所等、その他の建築物 処理人槽×50,000円	該当なし	・利用者負担 設置事業費の5% ・村負担 設置事業費の95%	該当なし	
(3) 使用料 (税込み) 【H16.4.1現在】	該当なし	該当なし	(2ヶ月につき) ・基本料金 20m <sup>3</sup> まで 1,200円 ・従量料金 1 m <sup>3</sup> につき 100円  ・一般家庭で1ヶ月30m <sup>3</sup> 使用した場合の使用料 2,600円/月	該当なし	(2ヶ月につき) ・基本料金 2,100円 ・従量料金1 m <sup>3</sup> につき 1~60m <sup>3</sup> 63円 61~200m <sup>3</sup> 78円 201m <sup>3</sup> 以上 94円  ・一般家庭で1ヶ月30m <sup>3</sup> 使用した場合の使用料 2,940円/月	該当なし	
<b>5 コミュニティ・プラント</b>							
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橘村	
(1) 処理施設	渋川市汚水処理施設の設置及び管理に関する条例 ・金井軽浜地内汚水処理施設 処理規模：900人 ・市営住宅入沢団地汚水処理施設 処理規模：1,100人 ・金井住宅団地汚水処理施設 処理規模：1,900人 ・行幸田団地汚水処理施設 処理規模：900人	該当なし	該当なし	該当なし	赤城村下水道の管理及び使用に関する条例 ・三原田住宅団地内 処理規模：1,500人	該当なし	
(2) 分担金	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
(3) 使用料 (税込み) 【H16.4.1現在】	・基本料金(1ヶ月につき) 8m <sup>3</sup> まで 660円 ・従量料金(1 m <sup>3</sup> につき) 8m <sup>3</sup> を超え40m <sup>3</sup> まで 105円 40m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで 118円 101m <sup>3</sup> 以上 131円 <工場用> 100m <sup>3</sup> まで 12,500円 101m <sup>3</sup> 以上 125円  ・一般家庭で1ヶ月30m <sup>3</sup> 使用した場合の使用料 2,970円/月	該当なし	該当なし	該当なし	・基本料金(1ヶ月につき) 10m <sup>3</sup> まで 1,000円 ・超過料金 1 m <sup>3</sup> 増す毎に 90円  ・一般家庭で1ヶ月30m <sup>3</sup> 使用した場合の使用料 2,800円/月	該当なし	

協議項目	24-19	公共下水道等の取扱い	関係項目						調整理由・課題
現			況						
【 参 考 】									
使用料比較表 ( 一般家庭 1 ヶ月 30 立方メートル使用の場合 )									
			渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	単位：円
下水道	現行		2,970	1,500	3,000	-	-	2,940	
	合併後		2,970	2,970	2,970	-	-	2,970	
	比較		0	(増)1,470	(減)30	-	-	(増)30	
個別排水処理施設	現行		-	-	2,600	-	2,940	-	
	合併後		-	-	2,610	-	2,610	-	
	比較		-	-	(増)10	-	(減)330	-	
コミュニティプラント	現行		2,970	-	-	-	2,800	-	
	合併後		2,970	-	-	-	2,970	-	
	比較		0	-	-	-	(増)170	-	
農業集落排水	現行		2,970	-	-	2,900	2,940	2,940	
	合併後		2,970	-	-	2,970	2,970	2,970	
	比較		0	-	-	(増)70	(増)30	(増)30	
伊香保町については、5年間で段階的に調整する。									
県内 11 市比較表 ( 一般家庭 1 ヶ月 30 立方メートル使用の場合 )									
			単位：円						
	下水道料金	順位	渋川市との差						
渋川市	2,970	4	0						
前橋市	3,210	7	240						
高崎市	3,010	5	40						
桐生市	2,380	1	590						
伊勢崎市	3,050	6	80						
太田市	2,670	2	300						
藤岡市	2,940	3	30						
館林市	4,640	11	1,670						
沼田市	3,320	9	350						
富岡市	3,250	8	280						
安中市	3,570	10	600						
料金は、消費税を含み、10円未満の端数は切り捨てて整理									

協議項目	24-19	公共下水道等の取扱い		関係項目			調整理由・課題
現				況			
6 助成制度							
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
(1) 水洗便所改造資金貸付制度等	渋川市水洗便所改造資金貸付条例 ・貸付限度額 1 工事当たり 480,000円以内	伊香保町水洗便所改造資金貸付条例 ・貸付限度額 1 工事当たり 300,000円以内	小野上村下水道排水設備改造資金融資幹旋条例 ・融資限度額 1 工事当たり 1,000,000円 ・利子補給 年利率 1.0% を控除した額以内 ( 2.0% 限度 )	該当なし	該当なし	該当なし	
(2) 合併浄化槽設置事業補助制度	渋川市合併処理浄化槽設置事業費補助金交付要綱 ・補助金額 5 人槽限度額 279,000円 6 ~ 7 " 360,000円 8 ~ 50 " 477,000円	伊香保町浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱 ・補助金額 5 人槽限度額 279,000円 6 ~ 7 " 360,000円 8 ~ 50 " 477,000円	該当なし	子持村浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱 ・補助金額 5 人槽限度額 300,000円 6 ~ 7 " 387,000円 8 ~ 50 " 513,000円	赤城村浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱 ・補助金額 5 人槽限度額 279,000円 6 ~ 7 " 360,000円 8 ~ 50 " 477,000円	北橋村浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱 ・補助金額 5 人槽限度額 279,000円 6 ~ 7 " 360,000円 8 ~ 50 " 477,000円	
<p><b>【関係法令】</b></p> <p><b>下水道法 ( 抜粋 )</b></p> <p>( この法律の目的 )</p> <p>第 1 条 この法律は、流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項並びに公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もつて都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。</p> <p>( 管理 )</p> <p>第 3 条 公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、都道府県は、2 以上の市町村が受益し、かつ、関係市町村のみでは設置することが困難であると認められる場合においては、関係市町村と協議して、当該公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うことができる。この場合において、関係市町村が協議に応じようとするときは、あらかじめその議会の議決を経なければならない。</p> <p>( 事業計画の認可 )</p> <p>第 4 条 前条の規定により公共下水道を管理する者 ( 以下「公共下水道管理者」という。 ) は、公共下水道を設置しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、事業計画を定め、国土交通大臣 ( 政令で定める事業計画にあつては、都道府県知事。第 6 条において同じ。 ) の認可を受けなければならない。認可を受けた事業計画の変更 ( 政令で定める軽微な変更を除く。 ) をしようとするときも、同様とする。</p> <p>( 水洗便所への改造義務等 )</p> <p>第 11 条の 3 処理区域内においてくみ取便所が設けられている建築物を所有する者は、当該処理区域についての第 9 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日から 3 年以内に、その便所を水洗便所 ( 汚水管が公共下水道に連結されたものに限る。以下同じ。 ) に改造しなければならない。</p> <p>2 建築基準法第 3 1 条第 1 項の規定に違反している便所が設けられている建築物の所有者については、前項の規定は、適用しない。</p> <p>3 公共下水道管理者は、第 1 項の規定に違反している者に対し、相当の期間を定めて、当該くみ取便所を水洗便所に改造すべきことを命ずることができる。ただし、当該建築物が近く除却され、又は移転される予定のものである場合、水洗便所への改造に必要な資金の調達が困難な事情がある場合等当該くみ取便所を水洗便所に改造していないことについて相当の理由があると認められる場合は、この限りでない。</p> <p>4 第 1 項の期限後に同項の違反に係る建築物の所有権を取得した者に対しても、前項と同様とする。</p> <p>5 市町村は、くみ取便所を水洗便所に改造しようとする者に対し、必要な資金の融通又はそのあつせん、その改造に関し利害関係を有する者との間に紛争が生じた場合における和解の仲介その他の援助に努めるものとする。</p> <p>6 国は、市町村が前項の資金の融通を行なう場合には、これに必要な資金の融通又はそのあつせんに努めるものとする。</p> <p>( 使用料 )</p> <p>第 20 条 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。</p> <p>2 使用料は、次の原則によつて定めなければならない。</p> <p>( 1 ) 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。</p> <p>( 2 ) 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。</p> <p>( 3 ) 定率又は定額をもつて明確に定められていること。</p> <p>( 4 ) 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。</p> <p>3 公害防止事業費事業者負担法 ( 昭和 45 年法律第 133 号 ) の規定に基づき事業者がその設置の費用の一部を負担した公共下水道について当該事業者及びその他の事業者から徴収する使用料は、政令で定める基準に従い、当該事業者が同法の規定に基づいてした費用の負担を勘案して定めなければならない。</p> <p><b>地方自治法 ( 抜粋 )</b></p> <p>( 分担金 )</p> <p>第 224 条 普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。</p>							

協議項目	24-19 公共下水道等の取扱い	関係項目			調整理由・課題		
現 況							
7 先進地事例							
さぬき市		東かがわ市		山 県 市			
<ul style="list-style-type: none"> <li>公共下水道等の負担金等については、負担の公平性の原則から、適正な負担額のあり方等について検討し、新市に移行後は統一する。</li> <li>公共下水道等の使用料については、合併時までに料金表を作成し、新市に移行後は統一する。ただし、累進制については適正化を図るよう検討する。</li> <li>下水道排水設備工事については、新市において下水道排水設備指定工事店規則を定める。</li> <li>合併処理浄化槽設置事業費の負担区分については、合併時に廃止する。ただし、管理事業の受託基準については、当面、現行のとおりとし、負担の公平性の原則から、適正な受託料のあり方等について、新市において引き続き検討する。</li> <li>合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、新たな合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱を定める。</li> <li>水洗便所改造資金融資斡旋及び利子補給については、新たな水洗便所改造資金融資斡旋及び利子補給に関する規則を定める。</li> <li>下水道事業基金については、新市において設置する。</li> <li>下水道事業協力金については、新市において下水道の計画区域外からの下水道利用に係る取扱い要綱を定める。</li> <li>私道における下水道の取扱いについては、新市において私道における下水道敷設要綱を定める。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道分担金については、白鳥町の例によるものとする。</li> <li>下水道使用料については、合併時に上水道家庭用使用料に統一する。</li> <li>合併処理浄化槽設置整備事業については、大内町の例により、新町において調整する。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>農業集落排水施設使用料金については、当分の間、現行のとおりとする。ただし、負担の公平性の観点から、新市において、従量制による料金体系の構築を図る。</li> <li>新規加入負担金については、高富町の例による。</li> </ul>			
瑞 穂 市		飛 騨 市		か ほ く 市			
<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道使用料については、合併時に基本料金10m<sup>3</sup>まで1,600円、超過料金1m<sup>3</sup>当り180円で統一する。ただし、合併後2年間は超過料金を15%軽減する。</li> <li>また、上水道以外の使用水量の認定については、穂積町の例による。ただし、農業集落排水事業については合併後2年間は現行どおりとする。</li> <li>融資あっせんについては、穂積町コミュニティ・プラント整備事業を基に合併時において統一する。ただし、利子補給制度については、排水設備改造助成金により手厚く助成することから、利子補給制度は行わない。</li> <li>私道内本管工事については、当面の間現行どおりとし、新市において基準を統一する。</li> <li>巢南町の下水道対策審議会を廃止し、新市において上水道・下水道を合わせた審議会を設置する。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>新市の下水道整備計画を策定し、事業の進捗をはかる。</li> <li>下水道使用料、加入金、分担金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、5年をめぐりに調整する。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>公共下水道事業計画については、新市において新たに策定する。ただし、新計画のできるまでの間は、現行のとおり新市において取扱うものとする。</li> <li>公共下水道事業受益者負担金については、適正な負担額のあり方及び徴収方法を合併時に調整する。</li> <li>公共下水道事業の下水道使用料については、適正な料金体系及び徴収方法を合併時に調整する。</li> <li>水洗便所等改造資金の融資斡旋制度及び助成制度については、金額及び条件等を合併時に調整する。</li> <li>農業集落排水事業については、次のとおり調整する。</li> <li>農業集落排水事業計画については、新市において新たに策定する。ただし、新計画のできるまでの間は、現行のとおり新市において取扱うものとする。</li> <li>農業集落排水事業の分担金、下水道使用料及び水洗便所等改造資金の融資斡旋制度並びに助成制度については、公共下水道事業との統一を図る。</li> </ul>			